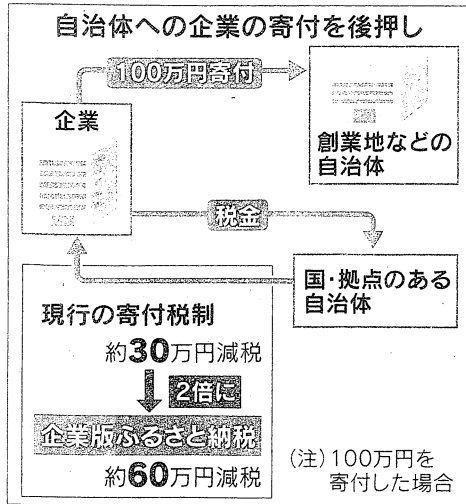


# 「企業版ふるさと納税」来年度から

# 寄付額の6割減税で還元

政府が2016年度の創設を検討している「企業版ふるさと納税」の原案が分かった。企業が地方自治体に寄付した場合、寄付金の約6割に当たる金額が減税で手元に戻るようにする。現行の寄付税制(3面きょう)とは、も約3割は戻ってくるが、2倍にして寄付を促す。企業は実質的に約4割の負担で寄付できるようになる。都市部の企業が創業地などに寄付することを促し、地域活性化につなげる。

## 減税効果 現行寄付制度の2倍



菅義偉官房長官が6月、「自治体に民間資金を投入する」として16年度に企業版ふるさと納税を導入する考えを表明した。個人の自治体への寄付を税制優遇する個人版のふるさと納税が根付いてきたことから、地方経済のテコ入れに向けて企業版も創設する。

政府のまち・ひと・しごと創生本部が原案を作

った。これをたたき台に政府内で検討を進め、年末の与党協議で最終決定する。16年の通常国会に地方税法などの改正案を出す。3月期決算企業は早ければ16年4月以降の寄付が対象になる。

現行の寄付税制では企業が都道府県や市町村に寄付すると全額が課税所得から控除され、法人税や法人住民税などの負担が軽くなる。所得にかかると法人実効税率が約3割のため、例えば100万円を寄付すると税金が約30万円減る。企業の実質的な負担は約70万円ですむ計算。寄付を受けた自治体は比較的自由に用途を決めることができる。

は税優遇を拡充し、寄付の約6割に当たる額の税負担が減る。100万円を寄付した場合、法人税や法人住民税などの支払いが現行制度よりも合計約30万円減る。寄付をする企業の負担は約40万円に抑えられる。財務省は国税である法人税の減税に慎重で、どの税金を減

税対象とするかは政府内で調整する。

企業からの寄付が地方創生に役立つように、自治体の用途には細かい要件を設ける。寄付を受ける自治体は使い道を内閣府にあらかじめ報告し、認定を得なければならぬ。少子化対策や就業支援、観光開発といった地域活性化につながる事業でないとは認められない。

寄付する企業の本社所在地や財政的に豊かな自治体への寄付は対象外とする。東京都や愛知県豊田市など国から地方交付税をもらっていない約60の自治体が外れそうだ。

税収が減少する可能性はある東京都の舛添要一知事は新制度に反対している。企業の利益などに応じ優遇を受けられる寄付額の上限を設定し、税収が大幅に減るのを防ぐ。

国税庁によると、自治体やNPOを含めた13年度の企業の寄付総額は約7000億円。優遇の拡

で創業地のほか工場の所在地といったゆかりのある自治体に寄付する企業が多くなりそうだ。例えば茨城県日立市が創業地の日立製作所のように地方で創業した在京企業も多い。こうした企業な

どの寄付が想定される。新制度ができれば自治体どうして政策を競う効果も期待できる。ただ自治体が特定企業を入札で優遇したり、企業が寄付の見返りを求めたりする懸念もある。